

DSL 通信網サービス契約約款

株式会社 TOKAI コミュニケーションズ

DSL 通信網サービス契約約款

目次

- 第1章 総則(第1条 - 第3条)
 - 第1節 第2章DSL通信サービスの契約(第4条 - 第17条)
- 第3章 付加機能(第18条)
- 第4章 端末設備の提供等(第19条 - 第20条)
- 第5章 回線相互接続(第21条 - 第26条)
- 第6章 利用中止及び利用停止(第27条 - 第28条)
- 第7章 DSL通信網サービス利用の制限
- 第8章 料金等
 - 第1節 料金及び工事に関する費用(第31条)
 - 第2節 料金等の支払義務(第32条 - 第34条)
 - 第3節 割増金及び延滞利息(第35条 - 第36条)
- 第9章 保守(第37条 - 第40条)
- 第10章 損害賠償(第41条 - 第42条)
- 第11章 雑則(第43条 - 第51条)

第1章 総則

第1条(約款の適用)

当社は、電気通信事業法に基づき、このDSL通信網サービス契約約款(以下「約款」といいます。)を定め、DSL通信網サービスを提供します。

第2条(約款の変更)

当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。

第3条(用語の定義)

この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- 1 電気通信設備…電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
- 2 電気通信サービス…電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
- 3 電気通信回線設備…送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備ならびにこれらの付属設備
- 4 電気通信回線…電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
- 5 DSL通信網…主としてデータ通信の用に供することを目的として、符号の伝送交換を行うための電気通信設備
- 6 DSL通信網サービス…契約者間にDSL通信網を提供するサービス
- 7 DSL通信網サービス取扱所…DSL通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所
- 8 DSL通信網収容所…他社接続回線と接続する接続回線を設置している事業所
- 9 契約…当社からDSL通信網サービスの提供を受けるための契約
- 10 契約者…契約を締結している者
- 11 申込…契約の申込み
- 12 相互接続点…当社と他の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点
- 13 相互接続事業者…当社と相互接続協定を締結している第1種電気通信事業者及び第2種電気通信事業者
- 14 特定相互接続事業者…DSL回線を提供する相互接続事業者
- 15 指定相互接続事業者…契約を締結して、当社が設置するDSL通信網を使用して電気通信サービスを提供する相互接続事業者
- 16 接続回線…相互接続点にその一端が終端する契約者回線
- 17 他社接続回線…相互接続点において接続回線と相互に接続する電気通信回線であって、当社以外の電気通信事業者が設置するもの
- 18 DSL方式…特定相互接続事業者の電話回線において、変復調装置を用いて高速の符号伝送を可能とする通信の伝送方式
- 19 DSL回線…DSL方式を使用する電気通信回線
- 20 契約者回線…契約に基づいて設置される電気通信回線
- 21 契約者回線等…契約者回線及び当社が設置する電気通信設備

- 22 端末設備・・・契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一部の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
- 23 自営端末設備・・・契約者が設置する端末設備
- 24 自営電気通信設備・・・当社以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
- 25 技術基準・・・端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)及びDSL通信網に接続される端末の技術的条件
- 26 消費税相当額・・・消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規程に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 DSL通信網サービスの契約

第4条(DSL通信網サービスの種別・品目等)

契約には、料金表に規定する種別・品目があります。

第5条(契約の単位)

当社は、一の契約者回線ごとに一の契約を締結します。この場合、契約者は一の契約につき1人に限ります。

第6条(最低利用期間)

DSL通信網サービスには、1年以内で当社が別に定める最低利用期間があります。

2.契約者は前項の最低利用期間内に契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、料金表の定めにより解除料を支払っていただきます。

3.契約者は、第1項の最低利用期間内に利用休止または契約の解除があった場合は、当社が定める期間までに、残余の期間に対応する料金(回線料に消費税相当額を加算した額とします。以下この条において同じとします。)に相当する額を当社が別に定める方法により支払っていただきます。

4.契約者は、第1項の最低利用期間内に契約者回線の品目の変更があった場合は、当社が定める期日までに、料金表に規定する額を支払っていただきます。

第7条(契約者回線の終端)

当社は、契約者が指定した敷地内の建物又は工作物において、堅固に施設できる地点に保安器または配線盤等を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2.当社は、前項で規定する契約者回線の終端の地点を定める時は、契約者と協議します。

第8条(契約申込の方法)

申込をするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書をDSL通信網サービス取扱所に提出していただきます。

- (1)DSL通信網サービスの種別・品目
- (2)契約者回線の終端とする場所
- (3)その他申込の内容を特定するための事項

第9条(契約申込の承諾等)

当社は、契約申込があったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2.当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その申込を承諾しないことがあります。

(1)申込みのあった契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。

(2)申込者がDSL通信網サービスの料金または、工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。

(3)その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第10条(種別・品目の変更)

契約者は、DSL通信網サービスの種別・品目の変更の請求をすることができます。

2.当社は、各項の請求があったときは、第8条(契約申込の方法)及び第9条(契約申込の承諾等)の規定に準じて取り扱います。

第11条(契約者回線等の移転)

契約者は、契約者の負担により、同一の構内又は同一の建物内における、契約者回線の移転を請求できます。

2.契約者回線の移転が第1項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更又は制限がある場合があります。

3.当社は、第1項の請求があったときは、第9条(契約申込の承諾等)の規定に準じて取り扱います。

4.第1項の変更に必要な工事は、当社又は当社が指定した者が行います。

第12条(契約者回線の利用の一時中断)

当社は、契約者から請求があったときは、契約者回線の利用の一時中断(その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

第13条(契約者の地位の承継)

相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、すみやかにDSL通信網サービス取扱所に届け出て頂きます。

2.前項の場合に、相続人が2人以上ある時は、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出て頂きます。これを変更したときも同様とします。

3.当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうち1人を代表者として取り扱います。

第14条(その他の契約内容の変更)

当社は、契約者から請求があったときは、第8条(契約申込の方法)に規定する契約内容の変更を行います。

2.当社は、第1項の請求があったときは、第9条(契約申込の承諾等)の規定に準じて取り扱います。

第15条(契約者が行う契約の解除)

契約者が契約を解除しようとするときは、契約者はそのことを予めDSL通信網サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

2.第1項による契約解除の場合、当社は、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤

去に伴い、契約者の土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

第 16 条(当社が行う契約の解除)

当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。

(1)第 28 条(DSL通信網サービスの利用停止)の規定によりDSL通信網サービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しないとき。

(2)相互接続協定の解除、相互接続協定に係る第 1 種電気通信事業者の第 1 種電気通信事業の休止又は契約者回線に係る相互接続点の所在場所の変更若しくは廃止により、契約者が契約者回線を利用することができなくなった場合。

(3)電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でDSL通信網サービスの継続ができないとき。

2.第 28 条(DSL通信網サービスの利用停止)の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、DSL通信網サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。

3.当社は、前項の規定により、その契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

4.当社は、第 1 項の規定により、その契約を解除しようとするときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者の土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

第 17 条(端末回線多重の提供)

契約者は、端末回線多重(契約者回線の終端の場所が同一であって、契約者が同一の者である複数の契約者回線を一の契約者回線上で多重化することをいいます。以下同じとします。)の請求をすることができます。

2.当社は、前項の請求があったときは、第 9 条(契約申込の承諾等)の規定に準じて取り扱います。

第 3 章 付加機能

第 18 条(付加機能の提供等)

当社は、契約者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。

第 4 章 端末設備の提供等

第 19 条(端末設備の提供)

当社は、契約者から請求があったときは、その契約者回線について、料金表により端末設備を提供します。

第 20 条(端末設備の利用の一時中断)

当社は、契約者から請求があった時は、当社が提供する端末設備の利用の一時中断(その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

第5章 回線相互接続

第21条(回線相互接続の請求)

契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を当社が別に定めるDSL通信網サービス取扱所に提出していただきます。

2.当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社または当社以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。

第22条(回線相互接続の変更・廃止)

契約者は、第21条(回線相互接続の請求)の回線相互接続を変更・廃止しようとするときは、その旨を当社に通知していただきます。

2.第21条(回線相互接続の請求)の規定は、回線相互接続の変更について準用します。

第23条(他社接続回線の相互接続等)

当社は、接続回線に係る申込みを承諾したときは、DSL通信網収容所において、指定のあった他社接続回線との接続を行います。

第24条(他社接続回線接続変更)

当社は、契約者から請求があったときは、DSL通信網収容所において、現在接続されている他社接続回線以外の他社接続回線への接続の変更(以下「他社接続回線接続変更」といいます。)を行います。

2.当社は、前項の請求があったときは、第9条(契約申込の承諾等)の規定に準じて取り扱います。

第25条(接続回線の接続休止)

当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは相互接続協定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止により、契約者が当社のDSL通信網サービスを全く利用できなくなったときには、そのDSL通信網サービスについて接続休止(そのDSL通信網サービスに係る電気通信設備等を他に転用することを条件としてそのDSL通信網サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)とします。

2.前項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して別に定める期間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その契約は解除されたものとして取り扱います。

3.当社は、第1項の規定により、接続休止しようとするときは、あらかじめ、その契約者にそのことを通知します。

第26条(相互接続点の所在場所の提示または変更等)

当社は、相互接続点所在場所等について、当社が指定するDSL通信網サービス取扱所に提示するものとします。

2.前項の相互接続点の所在場所については、相互接続協定に基づき、これを変更することがあります。

第6章 利用中止及び利用停止

第27条(DSL通信網サービスの利用停止)

当社は、次の場合には、DSL通信網サービスの利用を中止することがあります。

- (1)当社の電気通信設備の保守上又は工事にやむを得ないとき。
 - (2)第26条(相互接続点の所在場所の提示または変更等)の規定により、接続回線に係る相互接続点の所在場所を変更するとき。
 - (3)第29条(DSL通信網サービスの利用の制限)の規定により、DSL通信網サービスの利用を中止するとき。
- 2.前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表に定めるところによりその付加機能の利用を中止することがあります。
- 3.当社は、前2項の規定により、DSL通信網サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者に通知します。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第28条(DSL通信網サービスの利用停止)

当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間(そのDSL通信網サービス等の料金、その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなったもの)に限ります。以下この条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、そのDSL通信網サービスの利用を停止することがあります。

- (1)料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払い期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。)
 - (2)契約の申込にあたって、当社所定の書面に事実と反する記載を行った事が判明したとき。
 - (3)第44条(利用に係るの契約者の義務)又は第45条(他人に使用させる場合の契約者の義務)の規定に違反したとき。
 - (4)事業法又は事業法施行規則に違反して当社のDSL通信網サービスに自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の接続する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - (5)事業法又は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。
 - (6)全各号の他、この約款に違反する行為、DSL通信網サービスの利用に関する当社の業務の遂行もしくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与える恐れのある行為を行ったとき。
- 2.当社は、前項の規定によりDSL通信網サービスに利用停止をしようとするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第7章 DSL通信網サービス利用の制限

第29条(DSL通信網サービス利用の制限)

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害

の予防若しくは救助、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって別表1に定める機関を優先的に取り扱うため、DSL通信網サービスによる利用を制限することがあります。

2.通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

3.契約者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することがあります。

第30条(DSL回線による制約)

契約者は特定相互接続事業者の契約約款及び料金表に規定するところにより、DSL回線を使用することができない場合においては、DSL通信網サービスを利用することはできません。

2.前項に規定するほか、DSL回線の回線距離若しくは設備状況又は特定相互接続事業者の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線からの信号の漏洩等により、DSL回線から行う通信について伝送速度の低下、伝送速度の変動若しくは符号誤りが発生し、又はDSL通信網サービスを全く利用できない状態(通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)となることを承諾していただきます。

第8章 料金等

第1節 料金及びに工事に関する費用

第31条(料金及びに工事に関する費用)

当社が提供するDSL通信網サービスの料金は、料金表(料金表及び当社が別に定める事業法施行規則第19条の2各号の掲げる料金をいいます。以下同じとします。)に定めるところによります。

2.契約者が当社に対して支払うべき料金及び端末設備に関する費用については、当社は当社が指定する金融機関または回収代行サービス提供者にその回収業務を委託します。

第2節 料金等の支払義務

第32条(利用料等の支払義務)

契約者は、その契約に基づいて当社がDSL通信網サービスの提供を開始した日(付加機能及び端末設備の提供については、その提供を開始した月)から起算して、契約の解除があった日(付加機能及び端末設備の廃止については、その廃止があった月)までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は1日間とします。)について、当社が提供するDSL通信網サービスの態様に応じて料金表に規定する利用料又は使用料(以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。)の支払を要します。

2.前項の期間において、利用の一時中断等によりDSL通信網サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払は、次によります。

(1)利用の一時中断をしたときは、契約者はその期間中の利用料等の支払を要します。

(2)利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払いを要します。

(3)前2号の規定によるほか、契約者は、次に掲げる場合を除き、DSL通信網サービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払いを要します。

[1]契約者の責めによらない理由により、そのDSL通信網サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合(次号に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。(第30条(DSL回線による制約)の規定に基づく事由は除きます)

支払いを要しない料金:

そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である時間に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのDSL通信網サービスについての利用料等(その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます。)

[2]移転に伴って、そのDSL通信網サービスを利用できなくなった期間が生じたとき。

支払いを要しない料金:

利用できなかった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのDSL通信網サービスについての利用料等。

3.当社は、支払いを要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第33条(手続きに関する料金等の支払義務)

契約者は、約款に規定する手続きの請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続きに関する料金の支払を要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第34条(工事に関する費用の支払義務)

契約者は、約款に規定する手続きの請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払いを要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又は請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

2.工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 割増金及び延滞利息

第35条(割増金)

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第36条(延滞利息)

契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延

滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第9章 保守

第37条(当社の維持責任)

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するように維持します。

第38条(契約者の維持責任)

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持して頂きます。

第39条(修理又は復旧の順位)

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、または滅失した場合に、全部を修理し、または復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、別表2に定める順序でその電気通信設備を修理又は復旧します。

第40条(契約者の切分責任)

契約者は、自営端末設備又は、自営電気通信設備(当社が別に定めるところにより、当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条においておなじとします)が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線等を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2.前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、DSL通信網サービス取扱所において当社が定める方法により試験を行い、その結果を通知します。

3.当社は、前項の試験により契約者回線その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果の通知後において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第10章 損害賠償

第41条(責任の制限)

当社は、DSL通信網サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのDSL通信網サービス全く利用できない状態(その契約にかかわる電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。ただし、第30条(DSL回線による制約)の規定に基づく事由は除きます)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者が受けた損害を賠償します。

2.前項の場合において、当社は、DSL通信網サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時

刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのDSL通信網サービスの利用料等の料金額(料金表の規定によりその利用の都度発生する利用料については、DSL通信網サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月(一の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)の前6料金月の1日当たりの平均利用料(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3.当社は、データ通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるとき、その損害を賠償します。

第42条(免責)

当社は、契約者が本サービスの利用に関して被害を被った場合、第41条(責任の制限)の規定による他は、なんらの責任も負いません

2.当社は、DSL通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者が指定する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

3.当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要する事となる場合であっても、その改造等に要する費用に付いては負担しません。ただし、当社が別に定める技術基準等の変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する費用のうち、その変更した規定に係る部分に限り負担します。

第11章 雑則

第43条(承諾の限界)

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾する事が技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき(その請求に係る契約者回線が接続回線である場合において、その接続回線と他社接続回線との接続に関し、その他社接続回線に係る第1種電気通信事業者の承諾が得られない場合、その他のその請求内容が相互接続協定に基づき当社が別に定める条件に適合しない場合を含みます。)は、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求した契約者に通知します。

ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

第44条(利用に係る契約者の義務)

契約者は次の事を守って頂きます。

(1)当社は、DSL通信網サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のための土地、建物その他の工作物等を無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。

(2)契約者は、当社又は当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、契約者の土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。

(3)契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して、保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。

(4)契約者は、故意に契約者回線を保留にしたまま放置し、その他の通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。

(5)契約者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等を取り付けないこととします。

(6)契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。

(7)契約者は、前4項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

第45条(他人に使用させる場合の契約者の義務)

契約者は、その契約者回線等を契約者以外の者に使用させる場合は、以下の責任を負って頂きます。

(1)契約者は、第44条(利用に係る契約者の義務)の規定の適用については、善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、その契約者回線等を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負って頂きます。

(2)契約者は、その契約者回線に関する料金又は工事に関する費用のうち、その契約者回線等を使用する者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負って頂きます。

(3)契約者は、第38条(契約者の維持責任)、第40条(契約者の切分責任)の適用については、その契約者回線等に接続する端末設備又は自営電気通信設備のうち、その契約者回線等を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負って頂きます。

第46条(契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等)

契約者回線の一端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。以下この条において同じとします。)又は建物内において、当社が契約者回線を設置するのに必要な場所は、その契約者からの提供として頂きます。

2.当社は、契約者回線の一端のある構内又は建物内において、契約者から管路等の特別な設備を使用して契約者回線等を設置することを求められたときは、契約者の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

第47条(相互接続事業者による料金等の回収代行)

当社は、当社がこの約款の規定によりその契約者に請求することとした利用料等に関して、当社の代理人として相互接続事業者が請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

2.前項の規定により、相互接続事業者が請求した料金又は工事に関する費用については、その契約者が相互接続事業者の定める支払期日を経過してもなおその相互接続事業者を支払わないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。

第48条(相互接続事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)

当社は次の場合に限り、相互接続事業者の提供する電気通信サービスに関する利用料等に関して契約者に請求する費用について、相互接続事業者の代理人として当社の所定の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

(1)その契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。

(2)相互接続事業者が承諾するとき。

(3)その他当社の業務の遂行上支障がないとき。

2.前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が相互接続事業者の定める支払期日を経過してもなおその相互接続事業者を支払わないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。

第49条(DSL通信網サービスの技術的事項)

当社は、当社が指定するDSL通信網サービス取扱所において、DSL通信網サービスを利用するうえで参考となる技術資料を別表3に示します。

第50条(営業区域)

営業区域は当社が別に定めるところによります。

第51条(閲覧)

この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

附則

この約款は、平成23年10月1日より実施します。

別表1

機関名

気象機関

水防機関

消防機関

災害救助機関

警察機関（海上保安庁の機関を含みます。以下同じとします。）

防衛機関

輸送の確保に直接関係がある機関

通信の確保に直接関係がある機関

電力の供給に直接関係がある機関

ガスの供給に直接関係がある機関

水道の供給に直接関係がある機関

選挙管理機関

別表4の基準に該当する新聞社、放送事業者および通信社の機関

預貯金業務を行う金融機関

国又は地方公共団体の機関

別表2

順位 修理又は復旧する電気通信設備

- 1 気象機関が利用するもの
水防機関が利用するもの
消防機関が利用するもの
災害救助機関が利用するもの
秩序の維持に直接関係がある機関が利用するもの
防衛に直接関係がある機関が利用するもの
海上の保安に直接関係がある機関が利用するもの
輸送の確保に直接関係がある機関が利用するもの
通信役務の提供に直接関係がある機関が利用するもの
電力の供給に直接関係がある機関が利用するもの
- 2 水道の供給提供に直接関係がある機関が利用するもの
ガスの供給に直接関係がある機関が利用するもの
新聞社等の機関が利用するもの
金融機関が利用するもの
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関が利用するもの

3 第1順位及び第2順位に該当しないもの

別表3 参考となる技術資料

1. 端末回線の技術的条件

インターフェース条件	ITU-T G.992.1 Annex I G.992.1 Annex C G.992.1 Annex C (FBMsOL) G.992.2 Annex C 準拠
物理的条件	6極モジュラーコネクタRJ-11
電気的条件 (送出レベル)	20dBm以下
電気的条件 (その他)	モデムのインタオペラビリティがとれるまでの間は株式会社TOKAI コミュニケーションズが調達手続きに基づき選 定した機種で提供

別表4 新聞社等の基準

区分	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は 論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上である こと。
2 放送事業者	電波法(昭和25年法律第131号)の規定により放送局の許可 を受けたもの
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1欄の基準のすべてを備え た日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送する為の ニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給 することを主な目的とする通信社